

- (d) この法的父性をめぐり将来生じるかもしれない紛争の可能性」¹³

このように、相当に詳しい審査を含めて、必要なカウンセリングを受ける機会が用意されるように法律で規定されている。カウンセリングについての規定の中に、次のような記載を見つけた。

「提供された配偶子又は胚を使用する治療が考えられる場合において、治療を求める人々は以下のこともまた考えるように仕向けられなければならない。(a) 子の遺伝上の親でないことに伴う彼らの感情 (b) 幼児期及び青年期を通して彼らが子どものニーズを理解すること。」¹⁴

イギリスでは、養親になる為には、親としての養育能力が事前にアセスメントされるのだが、提供を受ける治療に入る段階で、クライアントは養親に近い親としての資質を求められているということであろう。

2. スウェーデン

前掲報告書における、スウェーデンについての報告の付属資料「子の最善—子供に対する親と社会の責任—」(ヨーラン・ヴェルリューフ&トール・スヴェーネ著 菱木昭八朗訳)の「第6節 人工授精立法」に「非配偶者間人工授精によって生まれてくる子の両親は、配偶者の一方が他の一方の子を養子とする場合と同じような状況におかれることになる。非配偶者間人工授精の場合もまた、連れ子養子の場合と同様、少なくとも、両親のいずれか一方は子の実親でないからである。人工授精法の出発点は、—養子縁組の場合と同様—人工授精によって生まれてくる子の最善の利益である。」¹⁵と書かれており、さらに「人工授精を受ける者の適否について、医学的、心理的診断を行うことは人工授精を行う医師の仕事である。その際、医師はクラトールや心療士、

その他病院内の専門家の知識を利用することができる。非配偶者間人工授精は、人工授精を受ける夫婦の医学的、心理的および社会的観点からみて非配偶者間人工授精を行うことが相当とみなされる場合においてのみ、これを行うことが認められている。非配偶者間人工授精を実施する場合のもう一つの前提条件として、人工授精によって生まれてくる子が好ましい家庭環境の中で養育されることである。」¹⁶とされている。生まれてくる子どもの最善の利益が、少なくとも第三者からの提供を受けるまでの段階で、相当に検討されているということなのだろう。

3. フランス

フランスでは、「当事者の意思確認に公証人(または裁判官)関与がある」という。提供精子・提供卵子による場合には、特別の手續が求められている。「保健法典 2141-10で事前に行われる面談¹⁷の後にさらに書面にて、提供精子、提供卵子による人工授精の施術を受けることの意味確認がなされる。この確認の後に裁判官もしくは公証人に対して、事前に同意を得なければならないことになっている。これは、まさに生物学上の親子関係にない者の間に親子関係を法的に作ることになるので、裁判官または公証人の関与を義務つけたものである。また、このとき裁判官は、提供精子・卵子による親子関係が法的にどのような結果になるのかを説明することも規定されている」¹⁸という。

なお胚の提供の場合には、「受精卵を作った男女が書面によって提供の同意を裁判所になす。この同意を受理した同じ裁判所が、提供を受け入れる夫婦の要件を満たしているかどうかを確認しなければならない。さらに裁判官は、家族上の、教育上のまたは心理学上の計画に基づき、生まれてくる子

に与えることのできる受け入れ条件を評価することができるようにするために、あらゆる調査を実施する。その結果問題がないと判断した場合に受け入れを認める決定を行う。」¹⁹とされている。

このように、提供治療を受けようとする夫婦の、非血縁の子どもを育てる親としての資質について、提供型の治療の実施前に十分な検討がなされることは、なかなか興味深いところである。日本と諸外国では、法的な背景に違いがあるとはいえ、そこにカウンセラーやソーシャルワーカーの役割が与えられており、その流れの中にサポートシステムが位置づけられていることは、子どもの福祉を考える上で、示唆のあるところであろう。

IV. 次年度のまとめに向けて

前掲した清水の調査項目には、医者からAIDの提案と説明を受けた時の認識という項目がある。清水は、これに対する回答を、「ショック」、「怒り戸惑い」、「子どもが得られることへの期待」、「もし選択したら？」に整理して分析している。その分析に続けて、「情報が欲しい」、「相談したい」、「話したい」という回答者達の声、を報告しており、ここにサポートの必要性を感じさせている。

まず、治療に入る段階でのカウンセリングの必要性は、今回の調査回答者からの意見としても多く出されていた。そして、その際にも、子どもを育てることをも射程に入れたカウンセリングが行なわれるべきである。そして、治療の途上で、夫婦間の子どもを出産する可能性が極めて少なくなり、第三者の精子や卵子、胚の提供を受けなければならないという事態になった時には、上記したサポートが必要になってくる。提案された治療についての様々な情報の欲求、

その治療を受けるかどうかを決断するまでの迷いや葛藤、夫婦間の話し合いの困難さ、配偶者双方への気づかいや生まれてくる子どもへの不安、生まれた後の夫婦や家族関係の変化への不安等々、当事者の抱える問題に適応したカウンセリングが必要となろう。改めてそれに必要なあらゆる情報が得られ、研修の機会が与えられる必要がある。新しい治療への夫婦の自己決定がしつかりなされるような支援がまずあって、その後、に生まれてきた子どもの養育をめぐるサポートがシステム化されなければならないと考える。

次年度は、この研究の最終段階であり、配偶子・胚の提供を受けて生まれる子どもとその親への心理的・社会的サポートシステムを、治療開始前から子どもの成長段階を追いながら作成してみたいと考えている。今あるさまざまな資源と新しく立ち上げる必要のあるものなどを含めて検討したい。

¹ <http://j-fine.jp/>

² フィンレージの会「新・レポート不妊：不妊治療の実態と生殖技術についての意識調査報告」（2000年3月）P122。

³ 渡辺久子「生殖補助医療で生まれた子の予後」ホルモンと臨床 Vol.53 No.7 2005。

⁴ 清水きよみ「非配偶者間人工授精を選択する親の立場とその現状」明治安田心の健康財団主催乳幼児精神保健講座「こころの絆と自己存在のルーツ」の資料。

⁵ 「子どもにAIDを受けたことを告げるか—親への聞き取り調査の報告—」（2004/06/05）

なお、詳細はDI研究会のHP：
<http://www.hc.keio.ac.jp/aid/>を参照。

⁶ 詳細については、同上HP参照。

⁷ 講演会「親・子ども・提供者の視点から考えるAID」2003年12月14日に配布された資料から筆者要約。

⁸ 同上 配布資料の「1、オーストラリアの精子／卵子／胚提供で子どもをもった人、生まれた人、提供者の自助グループ

- DCSG の紹介」(文責：柘植あづみ)から筆者要約。
- 9 DOG 設立記念講演会配布資料メッセージ(2)より。
- 10 前掲注7の配布資料「メッセージ(2)」より。
- 11 渡辺久子 前掲注3 p92。
- 12 厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究事業 平成13年度 総括研究報告書 主任研究者 松田晋哉(産業医科大学医学部公衆衛生学教室) P66
- 13 同上 p66~67
- 14 同上 p107
- 15 同上 p244
- 16 同上 p245
- 17 同上の「フランスにおける生殖医療の現状」松川正毅 p141 保健医療法典L. 2141-10に規定されており、要求者と家族および社会援助法第六編に基づいて設立された社会福祉部門の援助を必要な場合には受けることのできる施設の複数の専門分野にまたがる医療班の班員との内密の面談で男女の動機の確認、養子縁組についての可能性への注意を促す。生殖への医学的補助技術の成功及び失敗の可能性ならびにその困難の告知、生殖への医学的補助に関する法律および規則の規定についての注意、技術についての説明、養子縁組に関する法律および規定への注意、ならびに養子の情報を補完できる協会および団体の住所等の手引き書を渡す。要求は、最終面談後一ヶ月の考慮期間の満了後に確認する。
- 18 同上 p127を一部筆者要約
- 19 同上 p125を一部筆者要約
- 2005年)
- 4) 吉村 泰典 著『生殖医療のあり方を問う』(診断と治療社、2002年)
- 5) ジョン・L.ウォルター『ブリーフセラピーの再創造：願いを語る個人コンサルテーション』(金剛出版、2005年)
- 6) ブロウエン・エリオット『家族のカウンセリングー親子・家族の強さを見つけるストレングスアプローチ』(ブレン出版、2005年)
- 7) ベセル・A.ヴァンダー・コーク『サイコロジカル・トラウマ』(金剛出版、2004年)
- 8) ジャック・テスター『透明な卵ー補助生殖医療の未来』(法政大学出版局、2005年)

[参考文献]

- 1) 樋口 範雄・土屋 裕子 編『生命倫理と法(東京大学学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」)』(弘文堂、2005年)
- 2) 資料集 生命倫理と法編集委員会 編『資料集：生命倫理と法 [ダイジェスト版]』(太陽出版、2004年)
- 3) 上杉 富之 編『現代生殖医療ー社会科学からのアプローチ』(世界思想社、

表1 年齢

n=136

n=97

年齢	女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%
20~24	0	0	0	0
25~29	13	9.6	7	7.2
30~34	35	25.7	19	19.6
35~39	34	25.0	23	23.7
40~44	45	33.1	30	30.9
45~49	9	6.6	14	14.4
50~54	0	0	2	2.0
55~59	0	0	1	1.0
無回答	0	0	1	1.0
合計	136(100.0)		97(100.0)	

表2 結婚の状況 n=136

結婚の状況	件数	%
① 法律婚	121	89.0
② 事実婚	5	3.7
③ 未婚	2	1.5
無回答	8	5.9
合計	136	100.0

表3 ①・②の婚姻年数 n=126

婚姻年数	件数	%
5年以下	39	31.0
6~10年	52	41.3
11~15年	27	21.4
16~20年	8	6.3
合計	126	100.0

表4 不妊の原因 n=136

原因	件数	%
① まだ検査をしていない	3	2.2
② 原因はわからない	44	32.4
③ 男性の側に	16	11.8
④ 女性の側に	39	28.6
⑤ 両方	30	22.1
無回答	4	2.9
合計	136	100.0

表5 治療状況 n=136

治療状況	件数	%
① 治療はしていない	7	5.1
② 現在継続中	62	45.6
③ 中休み中	32	23.5
④ 治療を中止した	34	25.0
無回答	1	0.7
合計	136	100.0

表6 試みた治療方法とその回数(複数回答) n=136

治療方法		10回未満	10回~19回	20回~49回	50回以上	無回答	計	%
夫婦間治療	① タイミング法	56	20	16	0	5	97	71.3
	② 排卵促進	37	21	9	0	8	75	55.1
	③ AIH	60	16	6	1	1	84	61.8
	⑤ ギフト法	3	0	0	0	0	3	2.2
	⑥ 顕微授精	48	9	3	0	60	60	44.1
	⑦ 夫婦間体外受精	55	3	0	0	0	58	42.6
	提供による治療	④ AID	2	0	0	0	0	2
⑧ 第三者の精子を用いた体外受精		0	0	0	0	0	0	0
⑨ 第三者の卵子を用いた体外受精		0	0	0	0	0	0	0
⑩ 第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植		0	0	0	0	0	0	0
	⑪ 代理母	0	0	0	0	0	0	0
	⑫ 代理出産	0	0	0	0	0	0	0
	⑬ その他	5	0	0	0	0	5	3.7

表7 治療期間 n=136

年数	度数	%
①1年未満	15	11.0
②1～3年未満	38	27.9
③3～5年未満	36	26.5
④5～7年未満	21	15.4
⑤7～10年未満	13	9.6
⑥10～15年未満	10	7.4
⑦それ以上	1	0.7
無回答	2	1.5
合計	136	100.0

表8 治療の目的(3つ選択) %はn=女性 136、男性 97 に対するものである

理由	女性(今回)		男性(今回)	
	件数	%	件数	%
①子どもを産みたい。	74	54.4	-	-
②母親(父親)を体験したい。	64	47.1	43	44.3
③妊娠できる(させることができる)身体であることを証明したい。	3	2.2	2	2.1
④子どもがいないと、自分たちの老後が心配。	10	7.4	6	6.2
⑤跡継ぎが必要。	9	6.6	10	10.3
⑥パートナーが子どもを望んでいる。その気持ちに応えたい。	35	25.7	46	47.4
⑦パートナーの親が子どもを望んでいる。その気持ちに添いたい。	5	3.7	3	3.1
⑧自分の親が子どもを望んでいる。その期待に添いたい。	15	11.0	11	11.3
⑨子どもを産み、育てて、周囲に一人前と認めてもらいたい。	15	11.0	2	2.1
⑩夫婦の子どもを産みたい(もちたい)。	87	64.0	83	85.6
⑪自分の遺伝子をもつ子どもを産みたい。	5	3.7	16	16.5
⑫夫の遺伝子をもつ子どもを産みたい。	24	17.6	6	6.2
⑬少なくとも夫婦のどちらか一方の遺伝子をもつ子どもなら良い。	4	2.9	1	1.0
⑭養子も良いが、日本では養子が得られにくい。	6	4.4	6	6.2
⑮血の繋がらない子どもを育てるのは難しいと思う。	11	8.1	15	15.5
⑯養子は自分たちの血の繋がった子どもでないのが嫌だ。	1	0.7	0	0
⑰ともかく子どもを育てたい。	30	22.1	23	23.7
無回答	1	0.7	1	1.0

表9 子どもを望む気持ちについて

子どもを望む気持ちに近いもの	女性(今回)		男性(今回)	
	件数	%	件数	%
①どうしてもほしい	67	49.3	27	27.8
②できればほしい	63	46.3	66	68.0
③どちらかというどほしくない	4	2.9	0	0
④ほしくない	0	0	0	0
⑤その他	0	0	2	2.1
無回答	2	1.5	2	2.1
合計	136	100.0	97	100.0

表10 精子・卵子・胚の提供が認可されることについて(一般論として)

	養親 n=80			女性(今回) n=136			男性(今回) n=97		
	賛成(%)	反対	無回答	賛成(%)	反対	無回答	賛成(%)	反対	無回答
①精子の提供	51(63.8)	17(21.3)	12(15.0)	104(76.5)	28(20.6)	4(2.9)	60(61.9)	24(24.7)	13(13.4)
②卵子の提供	51(63.8)	17(21.3)	12(15.0)	100(73.5)	30(22.1)	6(4.4)	60(61.9)	24(24.7)	13(13.4)
③胚の提供	43(53.8)	25(31.3)	12(15.0)	81(59.6)	43(31.6)	12(8.8)	49(50.5)	31(32.0)	17(17.5)

表 11 精子・卵子・胚の提供を受けることについて(当事者として)

	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
① 出産可能と診断されたら私も提供を受けたい	20	25.0	27	19.9	13	13.4
② 積極的に提供受けるつもりはないが配偶者が受けたいなら受ける	11	13.8	19	14.0	32	33.0
③ 提供を受けるに魅力を感じるが決断できない	11	13.8	31	22.8	12	12.4
④ 提供を受けるつもりない	35	43.8	52	38.2	35	36.1
⑤ その他	2	2.5	6	4.4	3	3.1
無回答	1	1.3	1	0.7	2	2.1
合計	80	100.0	136	100.0	97	100.0

表 12 ①②の提供受けたい理由 (複数回答) %はn=女性 46、男性 45 に対するものである

	女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%
① 夫婦の子どもとして出産することができるから	32	71.1	29	64.4
② パートナーや親族の期待に応えられるから	9	20.0	10	22.2
③ 少なくともどちらかの遺伝子をもった子どもが産めるから	20	44.4	13	28.9
④ 夫婦の子どもとして届け出られるから	10	22.2	10	22.2
⑤ 夫婦の子どもであることも他人から疑問をもたれにくいから	3	6.7	1	2.2
⑥ 子どもには告知するつもりであるし、告知しても親子関係が壊れる心配がないから	6	13.3	2	4.4
⑦ 親族も了解してくれているから	1	2.2	0	0
⑧ 夫婦の片方あるいは両方と遺伝的繋がりがなくても、親子関係を築くことはできると思うから。	17	37.8	9	20.0
⑨ その他	3	6.7	1	2.2
無回答	1	2.2	1	2.2

表 13 ③④の提供を受けたくない理由 (複数回答) %はn=女性 83、男性 47 に対するものである

提供を受けたくない理由	女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%
① 生まれてくる子どもの容姿が夫に似ているかどうか不安だから	6	7.2	1	2.0
② 夫が生まれてくる子どもに我が子として愛情を注げるかどうか不安だから	22	26.5	6	12.3
③ 家族としてうまくやっていくことができるかどうか不安だから	23	27.7	20	40.8
④ 子どもへの告知が不安だから	33	39.8	9	18.4
⑤ 周囲にどこまで話すのか、秘密にするのか、悩むから	25	30.1	3	6.1
⑥ 子どもの出自の事実を知っている関係者が秘密を暴露することが心配だから	12	14.5	4	8.2
⑦ いずれ子どもに事実がわかってしまうことが心配だから	21	25.3	7	14.3
⑧ 提供者の実子(子どもの兄弟にあたる者)に出会う、又は結婚する可能性があると思うと心配だから	13	15.7	5	10.2
⑨ 自分たちは提供者の情報が得られないことになっているから	18	21.7	3	6.1
⑩ 夫婦の片方あるいは両方に遺伝的繋がりが無いのなら、養子を育てる方が良いと思うから。	25	30.1	9	8.4
⑪ 子どもが生まれた後の支援システムや、法律の問題が整備されていないから	29	34.9	11	22.4
⑫ その他	22	26.5	10	20.4
無回答	0	0	1	2.0

表 14 提供による治療で妊娠した場合に、治療を受けた施設の医師以外の誰かに相談したり話をするか

相談するか否か	女性(今回)		男性(今回)	
	件数	%	件数	%
① 話すつもりである	87	64.0	46	47.4
② 話すつもりはない	43	31.6	47	48.5
無回答	6	4.4	4	4.1
合計	136	100.0	97	100.0

表 15 相談相手(複数回答) %はn=女性87、男性 46 に対するものである

相談相手	女性(今回)		男性(今回)	
	件数	%	件数	%
イ 受診施設以外の医療機関のスタッフ	15	17.2	5	10.9
ロ 母	68	78.2	32	69.6
ハ 父	43	49.4	25	54.3
ニ 義母	40	46.0	24	52.2
ホ 義父	34	39.1	23	50.0
ヘ 兄弟姉妹	42	48.3	13	28.3
ト 親友	24	29.6	5	10.9
チ 上司	0	0	1	2.2
リ 同僚	1	1.1	3	6.5
ヌ いとこ	2	2.3	2	4.3
ル その他	7	8.0	5	10.9

表 16 子どもを育てた経験の有無

	女性		男性	
	度数	%	度数	%
① ある	19	15.3	14	16.3
イ 実子	10	8.1	9	10.5
ロ 養子	2	1.6	0	0.0
ハ 他人の子ども	0	0.0	0	0.0
ニ 職業として	2	1.6	0	0.0
無回答	5	4.0	5	5.8
② ない	105	84.7	68	79.1
無回答	0	0.0	4	4.7
合計	124	100.0	86	100.0

II の質問に対して回答を全く拒否した女性 12 件、男性 11 件を除いて、表 16 以降の質問については n=女性 124、男性 86 とする。

表 17 親として子どもの知る権利についての考え

	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
① 遺伝上の親を知る権利がある	40	50.0	63	50.8	30	34.9
② 提供で生まれたことだけ知れば良い	14	17.5	27	21.8	20	23.3
③ 何も知らない方が良い	22	27.5	23	18.5	33	38.4
④ その他	4	5.0	9	7.3	3	3.5
無回答	0	0.0	2	1.6	0	0.0
合計	80	100.0	124	100.0	86	100.0

表 18 ①②知る権利がある場合・告知する理由

	n=54		n=90		n=50	
	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
イ 子どもに嘘をつきたくないの	6	11.1	5	5.6	10	20.0
ロ 秘密を抱えていると本当の親子になれないと思うの	3	5.6	4	4.4	10	20.0
ハ 親子関係をより確実なものにするため	10	18.5	8	8.9	5	10.0
ニ 子どもには知る権利があるから	33	61.1	56	62.2	22	44.0
ホ その他	2	3.7	6	6.7	0	0.0
無回答	0	0.0	11	12.2	3	6.0
合計	54	100.0	90	100.0	50	100.0

表 19 告知すべき時期

	n=54		n=90		n=50	
	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
イ 就学前	14	25.9	6	6.7	6	12.0
ロ 小学校低学年	7	13.0	3	3.3	2	4.0
ハ 小学校高学年	5	9.3	3	3.3	4	8.0
ニ 中学生	1	1.9	4	4.4	2	4.0
ホ 高校生	0	0.0	9	10.0	5	10.0
ヘ 大学生	1	1.9	7	7.8	4	8.0
ト 成人後	7	13.0	25	27.8	14	28.0
チ 結婚時	3	5.6	3	3.3	1	2.0
リ 必要にせまられて	5	9.3	20	22.2	8	16.0
又 その他	9	16.7	10	11.1	3	6.0
無回答	2	3.7	0	0.0	1	2.0
合計	54	100.0	90	100.0	50	100.0

表 20 提供者の情報をどこまで知りたいか(複数回答) (複数回答) %はn=女性 124、男性 86 に対するものである

	女性		男性	
	度数	%	度数	%
①名前	40	32.3	25	29.1
②年齢	58	46.8	29	33.7
③住所	30	24.2	13	15.1
④職種	31	25.0	12	14.0
⑤婚姻の有無	32	25.8	10	11.6
⑥子どもの有無・人数	41	33.1	7	8.1
⑦血液型	76	61.3	36	41.9
⑧性格	50	40.3	16	18.6
⑨既往歴・アレルギー疾患	90	72.6	42	48.8
⑩遺伝病の有無	100	80.6	49	57.0
⑪提供者家族の既往歴	48	38.7	19	22.1
⑫学歴	25	20.2	13	15.1
⑬特技・趣味	22	17.7	9	10.5
⑭子どもの頃の写真	13	10.5	7	8.1
⑮現在(提供時)の写真	32	25.8	12	14.0
⑯感染症の有無	86	69.4	39	45.3
⑰その他	11	8.9	8	9.3

表 21 子どもには提供者の情報をどこまで知らせたいか(複数回答)

	n=124		n=86	
	女性		男性	
	度数	%	度数	%
①名前	60	48.4	30	34.9
②年齢	49	39.5	29	33.7
③住所	32	25.8	17	19.8
④職種	25	20.2	14	16.3
⑤婚姻の有無	28	22.6	6	7.0
⑥子どもの有無・人数	34	27.4	7	8.1
⑦血液型	59	47.6	27	31.4
⑧性格	42	33.9	17	19.8
⑨既往歴・アレルギー疾患	54	43.5	29	33.7
⑩遺伝病の有無	59	47.6	33	38.4
⑪提供者家族の既往歴	28	22.6	14	16.3
⑫学歴	13	10.5	10	11.6
⑬特技・趣味	18	14.5	10	11.6
⑭子どもの頃の写真	11	8.9	6	7.0
⑮現在(提供時)の写真	41	33.1	15	17.4
⑯感染症の有無	49	39.5	20	23.3
⑰その他	12	9.7	10	11.6

表 22 特別な子育ての支援機関・支援サービスの用意の必要

	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
①特別な支援サービスはいらない	25	31.3	25	20.2	36	41.9
②よく理解して相談に応じられる支援サービスは必要である	52	65.0	96	77.4	50	58.1
③その他	3	3.8	3	2.4	0	0.0
合計	80	100.0	124	100.0	86	100.0

表 23 支援機関の設置場所 n=52 n=96 n=50

	養親		女性(今回)		男性(今回)	
	度数	%	度数	%	度数	%
①保健所	5	9.6	8	8.3	5	10.0
②児童相談所	3	5.8	1	1.0	3	6.0
③治療を受けた病院	5	9.6	14	14.6	10	20.0
④特別に指定された国立の医療機関	7	13.5	13	13.5	6	12.0
⑤専門の民間相談機関	23	44.2	13	13.5	13	26.0
⑥同じ立場の親の会・子どもの会	9	17.3	36	37.5	11	22.0
⑦その他	0	0.0	3	3.1	0	0.0
無回答	0	0.0	8	8.3	2	4.0
合計	52	100.0	96	100.0	50	100.0

表 24 相談の必要性を感じる時(複数回答) %はn=養親 80、女性 124、男性 86 に対するものである

		養親		女性(今回)		男性(今回)	
		件数	%	件数	%	件数	%
子どもの発達や成長途上での問題	① 発達の遅れが気になったとき	12	15.0	21	16.9	15	17.4
	② 顔つき等外見上の特質が気になったとき	5	6.3	12	9.7	9	10.5
	③ 性格や行動上の問題が気になったとき	15	18.8	27	21.8	17	19.8
	④ 学力の問題が気になったとき	0	0.0	1	0.8	3	3.5
	⑨ 予想しない子どもの変化や現実と直面したとき	32	40.0	61	49.2	37	43.0
	⑰ 疾病に罹患し、遺伝的背景が必要となったとき	45	56.3	79	63.7	35	40.7
家族関係上の問題	⑦ 配偶者の子どもへの感情などが気になったとき	12	15.0	26	21.0	16	18.6
	⑧ 配偶者の自分への感情や関係が気になったとき	2	2.5	5	4.0	5	5.8
	⑩ 育児に疲れたとき	6	7.5	5	4.0	2	2.3
	⑪ 幸せが実感できないとき	0	0.0	1	0.8	4	4.7
	⑫ 子どもを愛せないとき	9	11.3	26	21.0	18	20.9
	⑱ 第二子以降の出産を期待するとき	9	11.3	6	4.8	1	1.2
	⑲ ドナーの異なる兄弟姉妹関係で悩んだとき	4	5.0	14	11.3	4	4.7
告知ならびに出自に関わる問題	⑤ 遺伝上の親との接触が心配になったとき	25	31.3	34	27.4	29	33.7
	⑥ 遺伝上の兄弟姉妹との接触が心配になったとき	19	23.8	21	16.9	9	10.5
	⑬ 子どもが出自を気にしていると感じたとき	33	41.3	68	54.8	43	50.0
	⑭ 子どもが出自について知りたいと申し出たとき	41	51.3	59	47.6	24	27.9
	⑮ 第三者の不用意な言動に自分が接したとき	4	5.0	16	12.9	8	9.3
	⑯ 第三者の不用意な言動に子どもが遭遇したとき	23	28.8	49	39.5	34	39.5
	⑳ 告知関連(方法や告知後の子どもの変化など)	39	48.8	78	62.9	36	41.9
	無回答	6	7.5				

表 25 相談の必要性を感じる時(複数回答) %はn=女性 45、男性 45 に対するものである

		女性(今回)		男性(今回)	
		件数	%	件数	%
子どもの発達や成長途上での問題	① 発達の遅れが気になったとき	10	21.7	6	13.3
	② 顔つき等外見上の特質が気になったとき	4	8.7	4	8.9
	③ 性格や行動上の問題が気になったとき	6	13.0	11	24.4
	④ 学力の問題が気になったとき	1	2.2	1	2.2
	⑨ 予想しない子どもの変化や現実と直面したとき	23	50.0	19	42.2
	⑰ 疾病に罹患し、遺伝的背景が必要となったとき	28	60.9	17	37.8
家族関係上の問題	⑦ 配偶者の子どもへの感情などが気になったとき	9	19.6	8	17.8
	⑧ 配偶者の自分への感情や関係が気になったとき	2	4.3	1	2.2
	⑩ 育児に疲れたとき	3	6.5	0	0.0
	⑪ 幸せが実感できないとき	1	2.2	1	2.2
	⑫ 子どもを愛せないとき	7	15.2	9	20.0
	⑱ 第二子以降の出産を期待するとき	2	4.3	1	2.2
	⑲ ドナーの異なる兄弟姉妹関係で悩んだとき	7	15.2	2	4.4
告知ならびに出自に関わる問題	⑤ 遺伝上の親との接触が心配になったとき	13	28.3	19	42.2
	⑥ 遺伝上の兄弟姉妹との接触が心配になったとき	6	13.0	4	8.9
	⑬ 子どもが出自を気にしていると感じたとき	29	63.0	22	48.9
	⑭ 子どもが出自について知りたいと申し出たとき	19	41.3	11	24.4
	⑮ 第三者の不用意な言動に自分が接したとき	8	13.0	5	11.1
	⑯ 第三者の不用意な言動に子どもが遭遇したとき	18	39.1	18	40.0
	⑳ 告知関連(方法や告知後の子どもの変化など)	30	65.2	17	37.8
	無回答				

図1 「配偶子・胚の提供に関する考え」と「親として子どもの知る権利について」のクロス

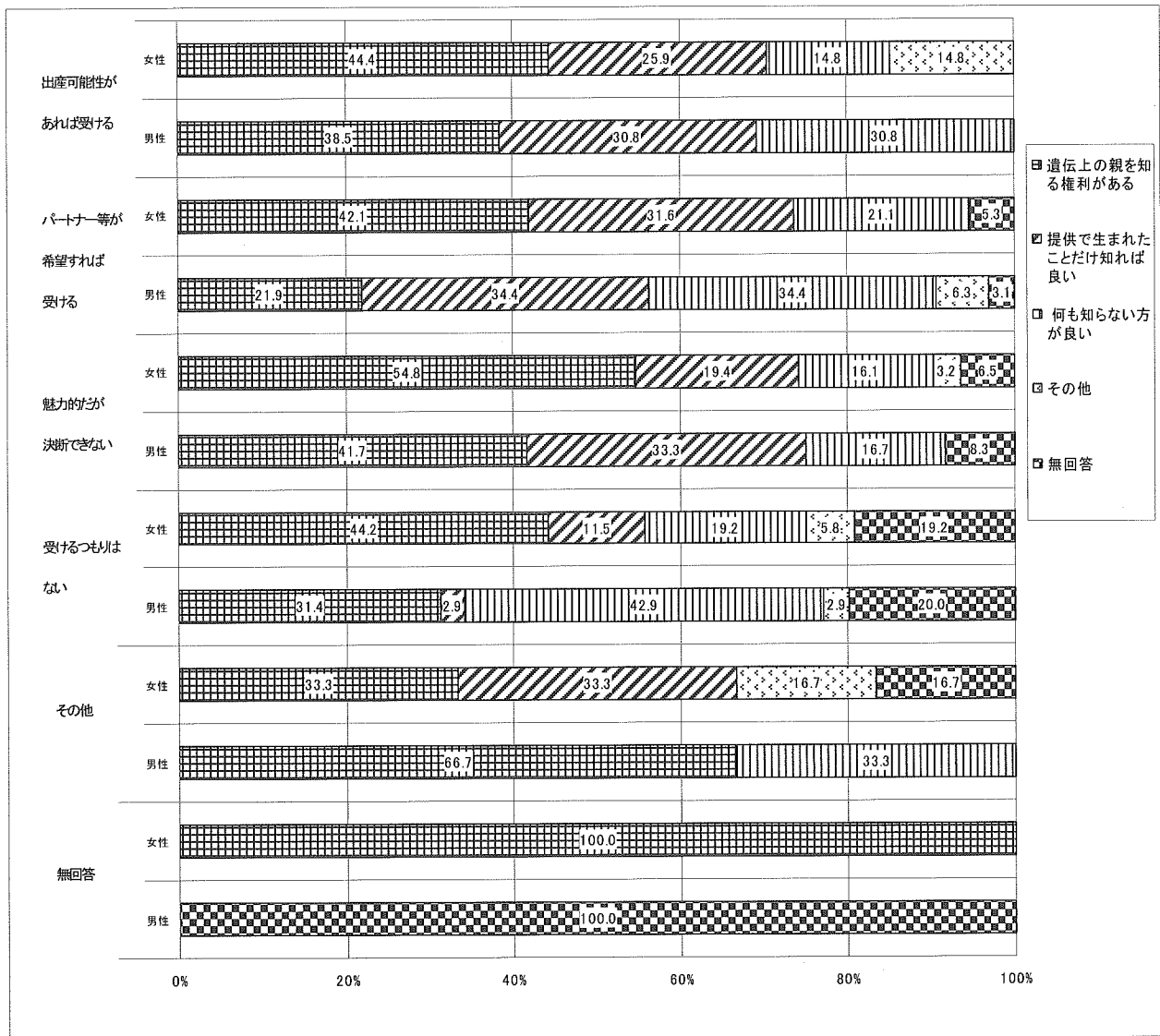


図2 「年齢」と「親として子どもの知る権利についての考え」のクロス

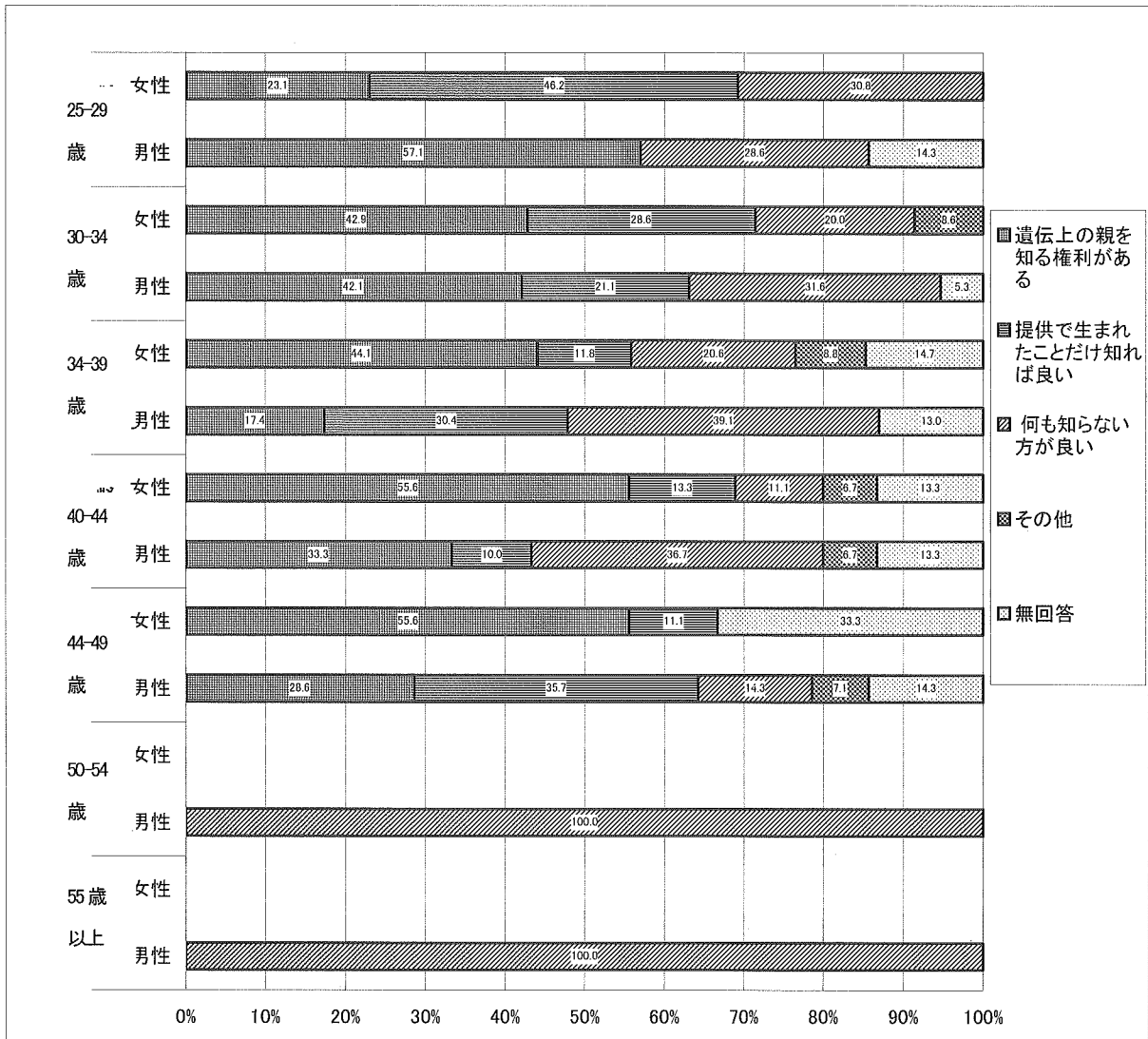


図3 「治療状況」と「親として子どもの知る権利についての考え」のクロス

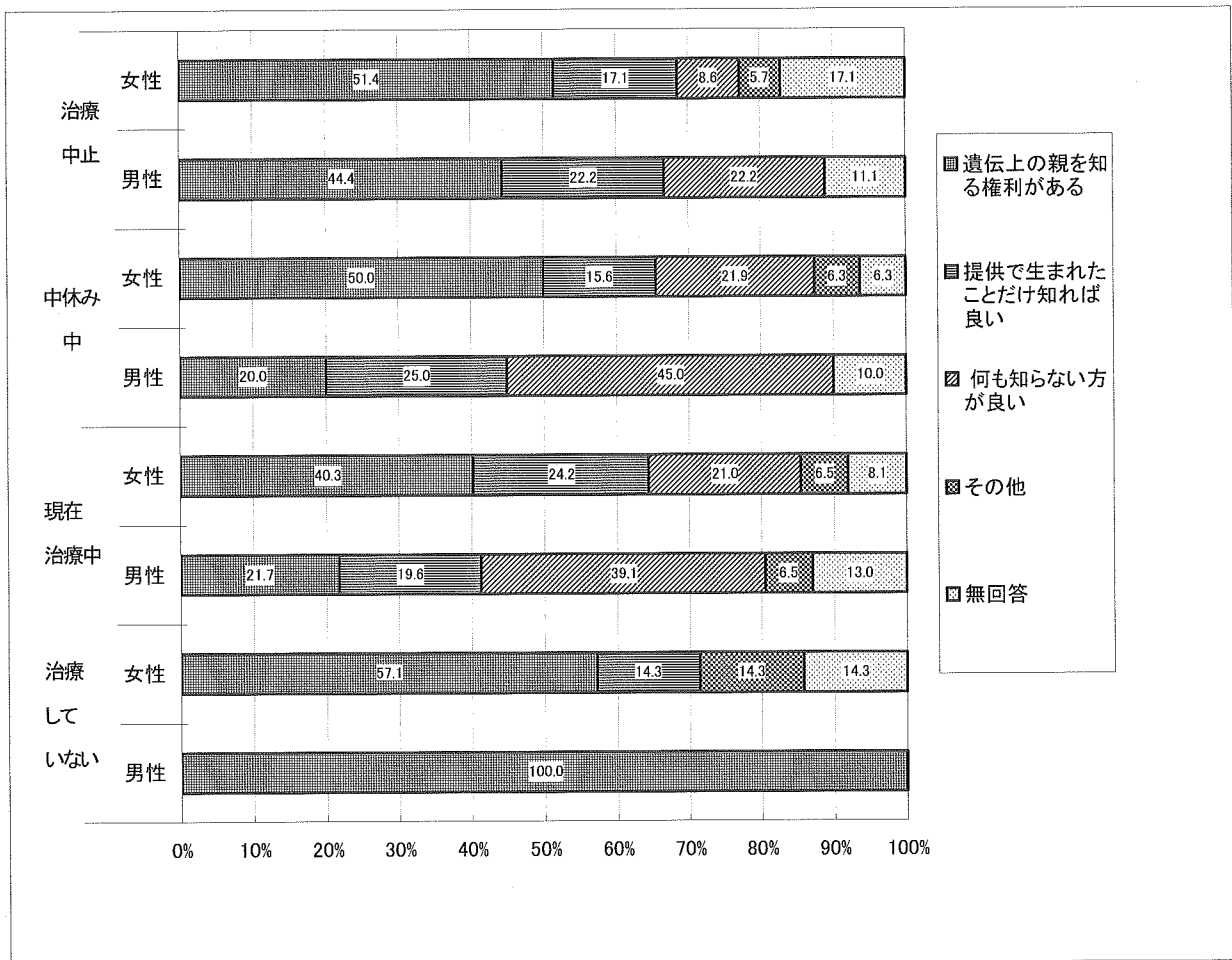


図4 表19 告知の時期

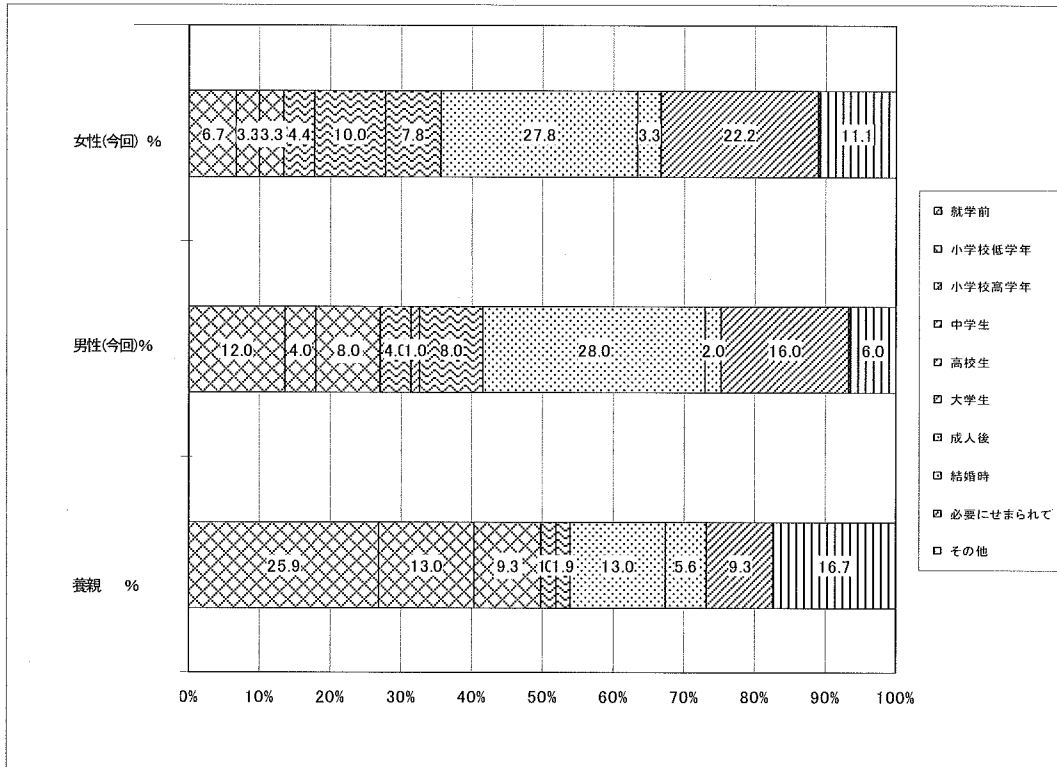


図5 「親として子どもの知る権利についての考え」と「告知の時期」についてのクロス表

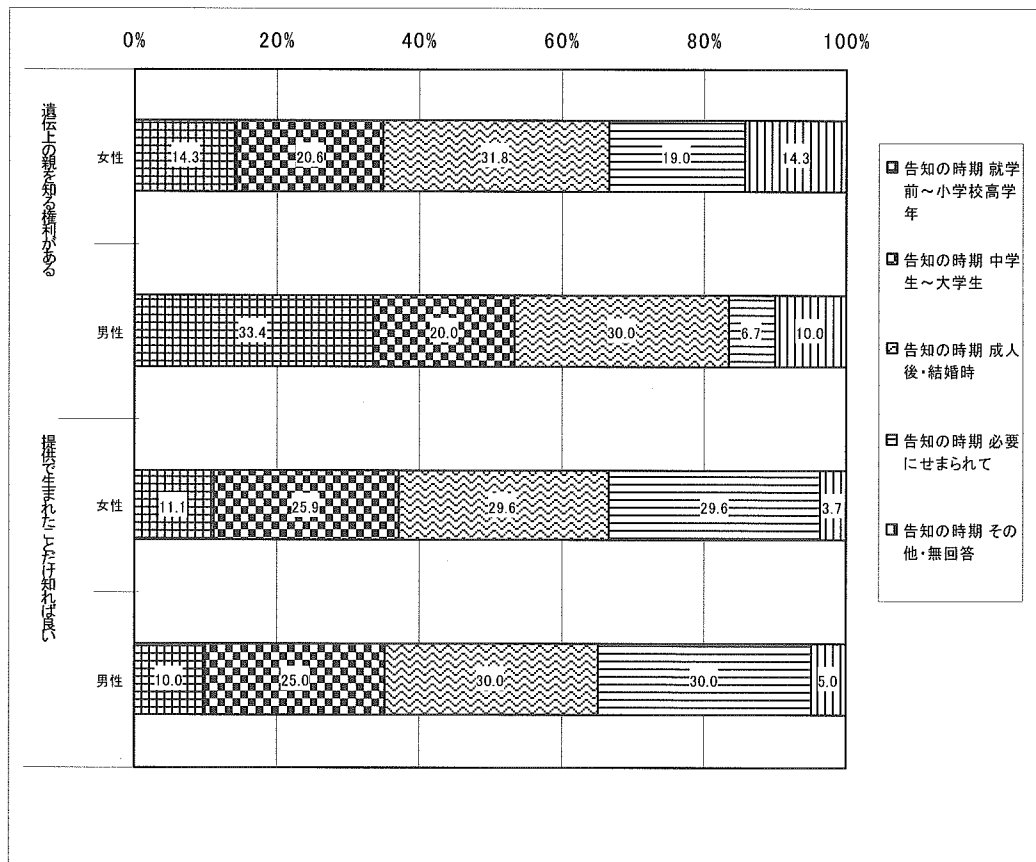
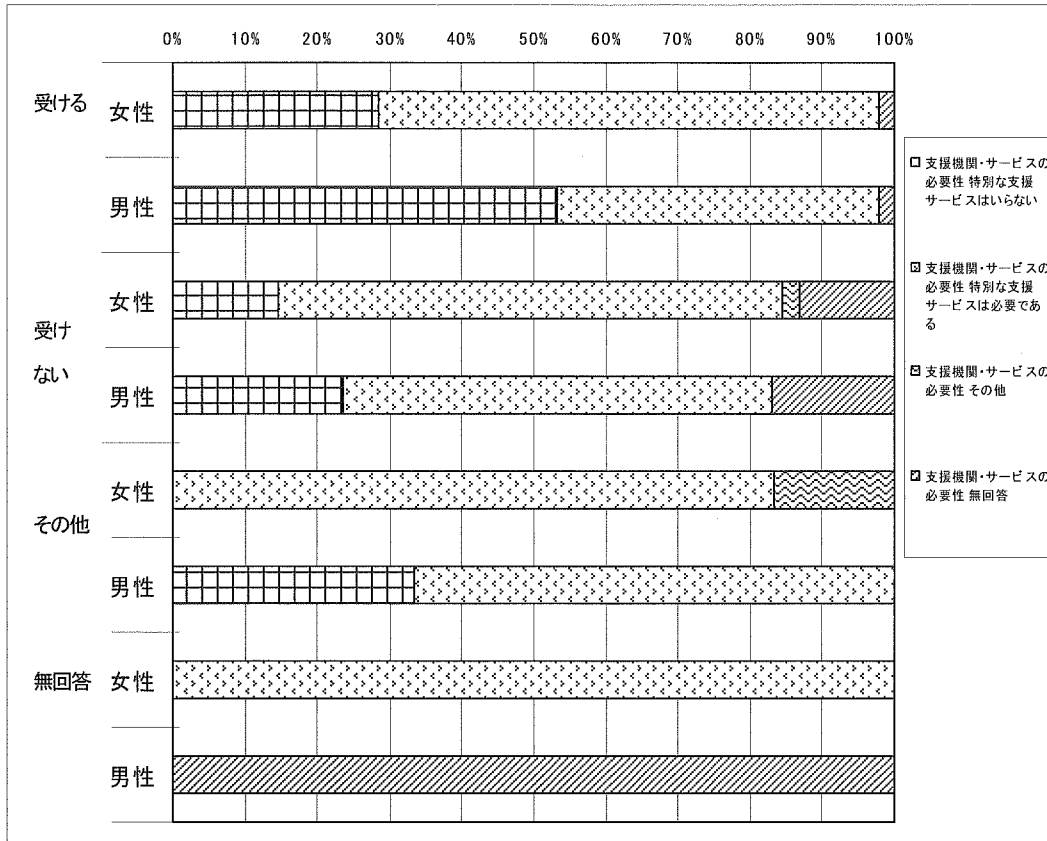


図6 「卵子や胚の提供を受けることについての考え」と「支援機関・サービスの必要性について」のクロス表



生殖補助医療についてのアンケート調査(女性用)

I あなたの生殖補助医療(不妊治療)歴についてお聞きします。

1. あなたの年齢()才
2. 結婚の状況についてお尋ねします。
① 法律婚()年目 ② 事実婚()年目 ③ 未婚
3. 不妊の原因は主にどちらにありましたか。
① まだ検査をしていない ② 原因はわからない ③ 男性の側に ④ 女性の側に
⑤ 両方に
4. 治療状況についてお尋ねします。
① 治療はしていない ② 現在継続中 ③ 中休み中 ④ 治療を中止した
5. 4で②③④を回答された方は、どのような治療を受けましたか。以下の治療方法の中から、試みた治療方法を全て選び、その回数をわかる範囲で記入してください(複数回答)。

① タイミング法	()回
② 排卵促進	()回
③ AIH(配偶者の精子による人工授精)	()回
④ AID(非配偶者の精子による人工授精)	()回
⑤ ギフト法	()回
⑥ 顕微授精	()回
⑦ 夫婦間体外受精	()回
⑧ 第三者の精子を用いた体外受精	()回
⑨ 第三者の卵子を用いた体外受精	()回
⑩ 第三者の受精卵(胚)を用いた胚移植	()回
⑪ 代理母	()回
⑫ 代理出産	()回
⑬ その他()	()回
6. 治療期間について該当する番号を下記より選んでください。
① 1年未満 ② 1～3年未満 ③ 3～5年未満 ④ 5～7年未満 ⑤ 7～10年未満
⑥ 10～15年未満 ⑦ それ以上
7. あなたの治療の目的についてお聞きします。以下の中で最も当てはまるものを3つ選択してください。()内は男性用の調査用紙の場合
① 子どもを産みたい。
② 母親(父親)を体験したい。

- ③ 妊娠できる(させられる)身体であることを証明したい。
- ④ 子どもがいないと、自分たちの老後が心配。
- ⑤ 跡継ぎが必要。
- ⑥ パートナーが子どもを望んでいる。その気持ちに応えたい。
- ⑦ パートナーの親が子どもを望んでいる。その期待に添いたい。
- ⑧ 自分の親が子どもを望んでいる。その期待に添いたい。
- ⑨ 子どもを産み・育てて、周囲に一人前と認めてもらいたい。
- ⑩ 夫婦の子どもを産みたい。
- ⑪ 自分の遺伝子をもつ子どもを産みたい。
- ⑫ 夫(妻)の遺伝子をもつ子どもを産みたい。
- ⑬ 少なくとも夫婦のどちらか一方の遺伝子をもった子どもなら良い。
- ⑭ 養子も良いが、日本では養子が得られにくい。
- ⑮ 血の繋がらない子どもを育てるのは難しいと思う。
- ⑯ 養子は自分たちの血の繋がった子どもでないのが嫌だ。
- ⑰ ともかく子どもを育てたい。

8. あなたの子どもを望まれる気持ちに近いものを選んでください。

- ① どうしてもほしい
- ② できればほしい
- ③ どちらかというとはしくない
- ④ ほしくない
- ⑤ その他()

※ 以下の質問は、第三者からの提供を受ける治療についてお聞きします。

9. 精子・卵子・胚の提供が認可されることについて、一般論として、どのようにお考えですか。

- ① 精子については(A 賛成・B 反対)
(理由:)
- ② 卵子については(A 賛成・B 反対)
(理由:)
- ③ 胚については(A 賛成・B 反対)
(理由:)

10. 精子の提供については以前からなされていましたが、今後卵子や胚の提供を受けることが出来るようになることについて、あなたご自身はどのように考えられますか。

- ① 第三者の精子や卵子・胚の提供を受けることで、出産の可能性があると診断されたら、私も提供を受けたいと思う。
- ② 自ら積極的に他人の精子や卵子・胚の提供を受けるつもりはないが、パートナーや親族が希望すれば受けることも考える。
- ③ 第三者の精子や卵子・胚の提供を受けることに魅力を感じるが、決断できない。
- ④ 第三者の精子や卵子・胚の提供を受けるつもりはない。
- ⑤ その他()

10-1. 問10の①・②を選ばれた方について、なぜそのように考えられますか(複数回答)。

- ① 夫婦の子どもとして出産することができるから。
- ② パートナーや親族の期待に応えることができるから。
- ③ 少なくともどちらかの遺伝子をもった子どもが産めるから。
- ④ 夫婦の子どもとして届け出られるから。
- ⑤ 夫婦の子どもであることに他人から疑問を持たれにくいから。
- ⑥ 子どもには告知するつもりであるし、告知しても親子関係が壊れる心配がないから。
- ⑦ 親族も了解してくれているから。
- ⑧ 夫婦の片方あるいは両方と遺伝的繋がりがなくても、親子関係を築くことはできると思うから。
- ⑨ その他()

10-2. 問10の③・④を選ばれた方について、なぜそのように考えられますか(複数回答)。

- ① 生まれてくる子どもの容姿が夫(妻)に似ているかどうか不安だから。
- ② 夫(妻)が生まれてくる子どもに我が子として愛情を注げるかどうか不安だから。
- ③ 家族としてうまくやっていくことができるかどうか不安だから。
- ④ 子どもへの告知が不安だから。
- ⑤ 周囲にどこまで話すのか、秘密にするのか、悩むから。
- ⑥ 子どもの出自の事実を知っている関係者が秘密を暴露することが心配だから。
- ⑦ いずれ子どもに事実がわかってしまうことが心配だから。
- ⑧ 提供者の実子(子どもの兄弟にあたる者)に出会う、又は結婚する可能性があると思うと心配だから。
- ⑨ 自分たちは提供者の情報が得られないことになっているから。
- ⑩ 夫婦の片方あるいは両方に遺伝的繋がりがなければ、養子を育てる方が良いと思うから。
- ⑪ 子どもが生まれた後の支援システムや、法律の問題が整備されていないから。
- ⑫ その他()

11. 第三者の提供による治療の結果、妊娠したと仮定して、不妊治療を受診した施設の医師以外のどなたかに相談したり、お話しされますか。

- ① 話すつもりでいる
イ 受診施設以外の医療機関のスタッフ ロ 母 ハ 父 ニ 義母 ホ 義父
ヘ 兄弟姉妹 ト 親友 チ 上司 リ 同僚 ヌ いとこ
ル その他()
- ② 話すつもりはない
(理由:)

II 第三者の精子・卵子・胚の提供を受けたいとお考えの方で、治療の結果、子どもが生まれた場合、その子どもを養育する上での以下の質問について、率直なご意見をお聞かせ下さい(なお、提供を受けるつもりのない方でも、できるだけご意見をお聞かせ下さい)。

1. 子どもを育てた経験がおありですか。

- ① ある イ 実子 ロ 養子 ハ 他人の子ども ニ 職業として
- ② ない

2. 親として、子どもの知る権利についてどのように考えられますか。

- ① 精子や卵子・胚の提供を受けて生まれた子どもには、自分の遺伝上の親を知る権利があると思う。
- ② 提供を受けての治療で生まれたということだけが知らされれば良いと思う。
- ③ 子どもは何も知らない方が良いと思う。
- ④ その他()

2-1. ①と②を選ばれた場合、告知をすることが前提となりますが、あなたは告知をする理由について、どのようにお考えですか。

- イ 子どもには嘘をつきたくないの。
- ロ 秘密をかかえていると本当の親子にはなれないと思うの。
- ハ 親子関係をより確実なものにするため。
- ニ 子どもには知る権利があるから。
- ホ その他()

2-2. 告知はどのような時期が適当だとお考えですか。また、その理由をお答えください。

- イ 就学前 ロ 小学校の低学年 ハ 小学校の高学年 ニ 中学生 ホ 高校生
- ヘ 大学生 ト 成人後 チ 結婚時 リ 必要にせまられて
- ヌ その他()
- 理由()

3. もし可能であれば、あなたご自身は提供者の情報をどこまで知りたいですか。

- ① 名前 ② 年齢 ③ 住所 ④ 職種 ⑤ 婚姻の有無 ⑥ 子どもの有無・人数 ⑦ 血液型
- ⑧ 性格 ⑨ 既往歴・アレルギー疾患 ⑩ 遺伝病の有無 ⑪ 提供者家族の既往歴
- ⑫ 学歴 ⑬ 特技・趣味 ⑭ 子どもの頃の写真 ⑮ 現在(提供時)の写真 ⑯ 感染症の有無
- ⑰ その他()

4. 子どもの知る権利を認めるとすれば、子どもには提供者のどのような情報を残しておきたいですか。

- ① 名前 ② 年齢 ③ 住所 ④ 職種 ⑤ 婚姻の有無 ⑥ 子どもの有無・人数 ⑦ 血液型
- ⑧ 性格 ⑨ 既往歴・アレルギー疾患 ⑩ 遺伝病の有無 ⑪ 提供者家族の既往歴
- ⑫ 学歴 ⑬ 特技・趣味 ⑭ 子どもの頃の写真 ⑮ 現在(提供時)の写真 ⑯ 感染症の有無
- ⑰ その他()